

## 平成16年度第1回石狩市男女共同参画推進委員会

日 時	平成16年5月31日(月)午後1時05分～3時00分
場 所	石狩市役所本庁舎2階 201会議室
出席者	櫻庭委員長、木村副委員長、榎本委員、齋藤委員、平井委員、松下委員、中村委員、三崎委員、高谷委員、三浦委員、永谷委員 (紙谷委員、木本委員、浅野委員は欠席)
傍聴者	3人
議 題	「いしかり男女共同参画プラン21」の見直しについて【提言依頼】 審議会等委員の女性の登用率について 男女共同参画コンテスト「あなたへのはがき」被表彰作品の選考について その他
資 料	資料1 施策の推進内容別の実施状況(総括表) 資料2 男女共同参画関連事業の実施状況(H15) 資料3 提言依頼書(写)

### 1.開 会

事務局(野部長): それでは、定刻を5分ほど過ぎましたけれども、会議を開催させていただきたいと思っております。生憎の雨の中、委員の皆さま方にはご出席いただきまして誠にありがとうございます。今年度もまた、この委員会を開催させていただくことになりましたので、改めてよろしく願いをいたしたいと思っております。

会議に入ります前に、事務局の職員が5月1日付けで異動になっておりますので、簡単に紹介させていただきたいと思っております。私は、未だ変わりませんが、企画財政部長の野と申します。よろしく願いいたします。前任の桑島NPO・男女共同参画担当参事に替わりまして、新たに藤田協働推進・男女共同参画担当参事が、この任を担うことになりましたので、改めて紹介いたします。

事務局(藤田参事): 藤田でございます。よろしく願いいたします。

事務局(野部長): 川村担当職員も事務局を担当しておりますけれども、本日都合により欠席となっておりますので、藤田と川村の2名によりましてこの男女共同参画推進事業について担当することになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、前会の推進委員会の中でもお話をさせていただきましたが、この度、学識経験者委員の願いをしております石狩市校長会推薦委員の変更がございました。本日は新たに委員となられます花川南中学校、校長先生の齋藤眞志委員がご出席されておられますので、まず、市長より委嘱状を交付させていただくこととなります。よろしく願いいた

します。

田岡市長：齋藤眞志様、石狩市男女共同参画推進委員会委員を委嘱する。ただし、委嘱期間は、平成16年9月25日までとする。平成16年5月31日、石狩市長、田岡克介。

事務局（野部長）：齋藤委員、自己紹介も兼ねて一言コメントをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

齋藤委員：4月の段階で校長会の人事異動がございまして、当然、仕事の方も変更になりまして、前委員の大橋委員に替わって私が委員となりました。今年は、花川南中学校は女性教頭ということで、市内の女性教頭の第1期生となりました。そういう意味では女性の社会進出も多くなってきたのではないかと。同時に、中学校の教職員もかなり厳しい、まあ、小学校が楽だというわけではありませんけれども、生徒指導が相当キツイ、かなり力のある人ではないとなかなか生まれにくい。これは、どこでも同じなのですから、そういう意味で、力強いこととなりました。

男女共同参画のことに关しましては、丁度、平成12年に樽川中学校の教頭になったときに校長の、山田校長がこの委員会の委員になられて、一生懸命頑張っているなということぐらいで、その後余り知らないでございました。しっかり勉強させていただきたいと思っております。

## 2. 提言依頼

事務局（野部長）：どうもありがとうございました。それでは、早速ではございますが、会議次第に沿って、本日の会議を開催させていただきたいと存じます。

始めに、プラン21の見直しについての提言依頼を市長より櫻庭委員長の方をお願いいたします。

田岡市長：（この提言依頼書は、委員の）皆さんにいつているの？

事務局（藤田参事）：はい。

田岡市長：それでは中身は読み上げませんので、どうぞよろしく願いいたします。

櫻庭委員長：あの、委員がとても活発なご意見を発言いただけますし、ときにはキツイ意見もありますけれども、議論を重ねまして、これからの将来の石狩市の方向を見つめて、提言をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（野部長）：それでは、市長に一言ご挨拶をいただきます。

田岡市長：皆さんこんにちわ。只今、新しい委員に委嘱状と、丁度プランが始まって折り返しのタイミングになりましたので、事業というのは、計画というのは、まさに評価があって成長するということが今日の議論していただく材料なるものを踏まえて、この計画のさらなる成熟と申しますか、発展というものがあるのですが。この僅か5年間の中においてでもですね、様々なパラダイムと申しますか、価値観。それから、男女共同参画という問題の位置付けというものなども随分変わってきているのではないかと思います。それ

は、DV防止法が施行されたとか、それから育児介護休業法が整備されたとか、次世代の子ども達のための育成支援対策法ができ上がったというように、男女共同参画社会を形成するその支援法というか、関連法が少しずつではありますが、整備されてきているということもあると思います。

また、私自身は、この問題に最初に取り組んだときに、まず、ポジティブな活動というものがこの問題の存在を明確にするのではないかとということで、石狩市において、例えば管理職に女性職員が全くゼロであるというような状況から、まずは全国公募による女性管理職を。それは、非常に問題のありかを鮮明に、ポジティブに対応していくことが、一方では論理的に計画に従って着実に、その対応をするという二通りの道を同時に進めさせていただいたと思っております。

この行動計画、アクションプログラムに基づく進め方というのは、確かに一定の数字で評価をすると、非常に大きなばらつきがあるというように思っております、これは単に意識の取り組みの差かということ、必ずしもそうではないという難しさも持っておりますが、事実、この問題のばらつきというのは、この問題が逆に本質性を言い当てていてのではないかと思っております。次なるステージへのレベルアップということになるわけですが、これまでの施策の推進は、ややもすると計画を中心として「官」がその主導性を持ったと、ごみ対策の事業は、「官」の手から離れて、市民参加型の協働型の「ごみ減らし隊」を中心とした事業によって、非常に大きな効果を生んだように、やっぱり次なるステージは、この問題についても協働というものをどう出せるか。例えば、市の職員を強制的に集めたシンポジウムとうものは、何ほどの意味があるのかということも含めて、事業の中身というものを、形は必要だったのです、とにかくこの問題をやるために形は絶対に必要だったのですが、これからは質が問われてくるのだと思っております。皆さんに、そういう意味で市長自身も、そして市役所自身も取り組みの問題点の難しさと、それから目指すべき方向は、ある種、決まっていると思っておりますので、ご議論いただいて、素晴らしいご提言をいただければというふうに思っております。皆さんにおかれましては、忙しいところありがとうございました。

事務局(野部長): 市長におかれましては、引き続き公務が控えておりますので、大変恐縮ですが、ここで退席をさせていただきたいと思っております。

田岡市長: それでは、失礼いたします。

事務局(野部長): それでは、この先は委員長、よろしく願いいたします。

### 3. 資料説明

櫻庭委員長: 皆さん、こんにちは。3月15日が前回ですから、2ヶ月くらいですね。今日も、活発な意見交換を進めてまいりたいと思っております。今日の会議の次第、会議次第というのは、この冊子の表紙の裏側に、まず審議事項というのは、「いしかり男女共同参画プ

ラン21」の見直し項目についてですね。それから、二つ目に報告・協議事項の一つ目が審議会等委員の女性の登用率について、それから二つ目が男女共同参画コンテスト「あなたへのはがき」被表彰作品の選考についての形になっております。

いつもですと、報告・協議事項が先にやって審議事項は後に来るのですが、今日はこの逆ですね。この形で進めてまいります。それでは、審議事項のプランの見直しの項目に入ります前に事務局の方から今日の委員会資料の説明をお願いいたします。

事務局(藤田参事): 中身の説明に入らせていただく前に、今日配布しております資料を今一度確認させていただきたいと存じます。委員長の方から会議次第のご説明がありましたけれども、厚目の資料が本日の推進委員会の資料となっております。これまでとは、大分様子が違っているとは思いますが、ご覧になっていただきたいと思います。それと、先ほど、市長の方から当委員会に対して提言依頼をさせていただきました。文案については、予めお配りさせていただいております。それが、一枚ございます。それと、後程、ご覧になっていただけるとは思いますけれども、見直し専門部会というのが、先頃から設置されておまして、動いてございます。その中で、議論されたものを指示によりまとめたものがあります。

まず、いしかり男女共同参画プラン21の見直しについて(提言依頼)というものがございます。読んでみますと、標記プランにつきましては、男女共同参画社会の実現に向けて、平成12年度から概ね10年間における本市が取り組むべき施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進するためのアクションプログラム(行動計画)として平成12年3月に策定したのですが、その後の国や時代の動きに対応した適切な施策を推進するため、計画期間中の中間年に見直しをするということで、ご議論いただいて見直してまいりたいということが書かれております。

で、つきましては以下でございますが、同プランに基づく各種施策の進み具合ですとか、あるいは達成の状況、それから(市民)意識調査についても、過日報告があったかと思えますけれども、こうした結果なども検討し、評価された上で見直しについて、是非ともご提言いただきたいということです。

それで、これまでの状況について、評価ということでございますので、本日はそれに関する資料を準備させていただいております。まず、資料の1、「資格の推進内容別の実施状況(総括表)」でございしますが、A3版で見開いていただきまして、計画の体系、基本目標、推進の方向、施策の推進内容といった形でプラン21というのは、段々と細かくなっていております。その中で、各柱建てごとに、どのような15年度に事業を行うべきであって、どの程度の割合で実施されてきたのかということが、この総括表で一目で見取れるかと思えます。

これらの具体的な中身についてですが、2ページに戻って説明させていただきますけれども、資料2といたしまして「男女共同参画関連事業の実施状況(H15)」というのがございます。これは計画の基本目標、推進の方向、施策の推進内容と段々細かくなるに従っ

て、それぞれの項目ごとに、どれぐらいの実施率となっているのかということで、具体的な事業をピックアップさせていただいております。

例えば、推進方向、男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり、家庭・地域社会における男女描法の意識づくり、なかんずく、家庭における男女平等の意識づくりという項目につきましては、表に掲げてあるような16の事業を実施する予定であった、あるいはやる必要があったということです。それで、この中で、表の一番上の平成15年度実施状況というところをご覧ください。ここで、白い で書いている部分は、実施をしているということでございます。黒い で塗られている部分は、平成15年度は実施されていないということでございます。

それで、事業の内容につきましては、例えば、男女共同参画推進週間という事業では、講演会の開催。担当課名につきましては、この5月1日付けの機構改革を踏まえて全部修正を加えてありますけれども、例えば私どものところ、協働推進・男女共同参画担当、フェスタを開催しますよ、平成14年度の予算については、74万3千円でした。15年度は74万2千円でしたというように読んでまいります。

2番目につきましては、地域社会における男女平等の意識づくり。これは計画の規定の仕方では、実はこの(1)と(2)の項目は非常に重なっている部分が多いせいもあって、殆ど同じ16分の9という、56.3%の実施率ということになります。

それから、学校における男女平等の意識づくりを見てみますと、これは、やや3分の1が実施されている。例えば、男女混合名簿の導入促進といったことでは、小学校では進んでいるかもしれないけれども、これからは中学校でも場面に応じて取り入れられてくるのではないかなということが、16年度の事業予定、推進の方向性などに書かれております。

また、男女平等観にたった学校運営の推進というところでは、例えば、女性教員の管理職への登用促進、字が細かくて恐縮なのですが、これは学校教育課というところで担当していることになってはいますが、 が付いてございます。よくよく読みますと、人事は道の教育委員会において行う。石狩市の教育委員会としては、その権限はありませんよという状況になっております。

また、多様な選択を可能にする生涯学習の充実ですとか、女性のエンパワーメントを実現する学習の推進という部分につきましては、100%、60%ということですから、比較的良好な実施率となっております。男女ともに参加しやすい環境の整備につきましても55.9%という状況になっておりますし、6ページにまいりまして、女性の人権を擁護する意識づくり。これにつきましては8分の3ですから、15年度は37.5%となっております。それから、DV防止法の話が市長からございましたが、女性への暴力根絶に向けての啓発活動の推進、これが9分の2ということでございます。女性の人権尊重の視点に立った性教育の充実、これにいたしましては、15年度において一斉行われていないということでもあります。

5番目の男女共同参画社会への啓発活動の推進ということでは、66.7%。それから、

8ページ、あらゆる分野への男女共同参画の促進など、それぞれの項目についての実施率を示しております。それから、ポジティブアクションとして女性の管理職を採用したという話でしたが、それは9ページに、例えば市職員における女性の登用推進では、15年度は実施してございませんが、15年度に管理職の昇任試験を導入いたしましたので、これからうんと受験をしていただくということで意識啓発を進めるということが、所管から方向性として示されております。

次に、地域・社会活動への男女共同参画の促進が80%。こういった（実施率が）高い項目はよろしいかと思うのですけれども、ざっと見てまいりますと、50%を切った項目を見てまいりますと、例えば16ページにあります。昔ですと母子家庭という言葉が使われていたと思うのですけれども、今日は、ひとり親家庭と言うのだそうです。この中で、例えば父子家庭の実態把握というものについては、所管の方で16年度から取り組んでまいりたいという方向性が示されております。それから総合的な相談体制の充実というのが、一番下の表にございますけれども、女性のための総合相談窓口については、4事業のうち一つが実施ということになります。あと、50%を割り込んだものとしては、母性機能の尊重についての啓発活動の推進というものがございます。50%丁度というものは、健康教育・相談体制の充実というふうに見てまいります。あと残りの項目につきましては、比較的50%を上回るような結果になっております。

それで、2ページにお戻りください。そのように見てまいりますと、50%未満であった項目について、それぞれの横の部分ですね、例えば33.3%などのところにハッチングといいますか、グレーで色がついておりますね。こういうような形で、わかるように表示をしております。また、特記事項としましては、例えば、細かく見ていくとこういうようなところは特色があるのかなというものでございます。

この資料の説明につきましては、この程度で…。

櫻庭委員長：ありがとうございます。事務局の方からご説明いただきましたが、このご説明に対して、ご質問はございませんでしょうか？ 実施率が出ておりますので、関心のおありのところをご質問いただければ…。何か、ご質問はございませんか？ 特にございませんかね。また、時間がありませんでしたら、後半の方でご質問いただきたいと思います。

#### 4. 議 事

櫻庭委員長：今のところご質問はないようですので、議事の方に移らせていただきます。では、今日の審議事項の一番上ですけれども、「いしかり男女共同参画プラン21」の見直し項目についてに入らせていただきます。本日、この見直し項目について、どのような視点で、このプランを見直していけばよいのか、あるいは見直すべき項目はどれなのか、どのように考えられるのか。こういうものを委員の皆さんからご意見を伺って、進めていきたいと思っております。

それに先立ちまして、4月26日にプラン見直しの専門部会、これがもたれまして、そこで専門委員による検討をいたしましたので、その検討状況を部会長でいらっしゃる木村副委員長の方から、すこし膨らませてご説明いただきたいと思います。

木村副委員長：お手元に「プラン見直しの視点(案)」というのが、あるかと思いますが、これを見ながら。それとプラン21、もしご用意できましたら。

木村副委員長：「プラン見直しの視点(案)」というのが、専門部会で話し合われた項目です。最初に、「女性」の人権から「男女」、あるいは「すべての人権」を擁護する意識づくりというご提案がありました。例えば、プラン21の19ページをご覧になるとはっきりとするとするのですね、推進の方向4.女性の人権を擁護する意識づくりというところですが、この文章を見ますと、これが作られた当時は、女性の立場を意識する、女性の立場の改善ということが重きを置かれていたということでありまして、女性の方から、女性を擁護することに重きがおかれているのです。現在、5年目に入りました現在の状況では、男性の立場ということも守って、考えていかなければならないということで、19ページなのですが、多くの委員の方々から、男性へのケアというということに意を尽くすべきではないか。特に、DVのことにしましては、女性を保護するということとあわせて、根本的な解決としては、男性の加害者の心理というか、なぜそのようなことが起こるのかということで、根本的な解決をするためには、男性へのケアが必要であろうということで、こういったような文言を入れていく必要があるということが話し合われました。ということで、 にありますように、男性、特に、勿論逆のケースもありますけれども、女性が男性に暴力をふるうケースもありますけれども、多くの場合は、男性から女性への暴力というのが圧倒的に多いわけで、男性のケアということも入れていかなければならない。ということで、DVの項目の見直しが必要である。

それから、性教育の充実というところがありますが、今の施策の推進内容のところを見ましても数字的にも、性教育がなかなか学校でも、家庭でもしづらいということがあります。それで、特に学校などにおきまして、外部講師を派遣するなどというような方向で、少しずつ性教育を充実させていきたいというご意見もありました。それと、幼児、高齢者に対する虐待の問題なども今後掲げていかなければならないと思います。

番目、就業における男女共同参画の促進ですが、石狩市の方で女性の雇用がどのようになっているかということが問題になりました。石狩市における女性の雇用の問題を少し全面に打ち立てる。具体的な項目としては、病後時保育の充実、男女平等企業の表彰制度を作れば活性化するのではないかとか、入札の際の実態調査の義務付け、女性の起業化への支援などとなっています。再就職へのトレーニングの実施、モデル企業の選定などです。

としまして、「女性」の政策から「男女」の政策へということで、これも と対応しておりまして、やはり「女性」に焦点を当てた形ではなくて、やはり男女平等という立場で、今後書き方についても気をつけていきたいということです。母子家庭の支援というのは、以前からかなり行われているのですが、父子家庭の支援というのは、隠れた状況で、実態

がよくわかっていませんので、もっとこちらの方に力を入れていきたい。父子家庭への心理的な、メンタル面での相談・教育が必要であろうということが話し合われました。それから、介護への男性の参画が得られるような状況を設定していきたい。あるいは、女性トイレにチャイルドシートがありますけれども、男性トイレにも付けたらどうかといった、そういう話もありました。それと、女性相談の見直しということは、これもDVと関連してきますが、今まで、女性に対する相談というのが多かったわけですけれども、やはりこれからは、父子家庭の問題とかを考えますと男性への、男性からの相談にも対応できるような、そういう窓口をつくる必要があるのではないかとということも話し合われました。

それから、として市民との協働（市民参画）ですけれども、これも、大体推進されているとは思いますが、これからより一層、男女共同参画を市民と協力してやっていかなければならないということ具体的に盛り込んでいく。

その他、としては、数値ももう5年目に入りますと変わっていますし、数値目標の設定の仕方、重点項目など、随分ずれてきているところもありますので、そういうところの見直しをしなければならぬということが話し合われました。また、後程、具体的に見ていきますね。一応、前回、4月26日に出た項目としては以上の4つになりました。

櫻庭委員長：ありがとうございます。木村副委員長からの報告でしたけれども、専門委員を仰せつかっている委員さん、補足がございましたら。4月26日は最初でしたので、非常にランダムな形で、非常にアットホームな形で、とにかく気に付くこと、気になることを全部出してみようということで、ご意見を出していただいたという雰囲気でした。

ここに出た項目の他に、委員の皆様にはここに出したのと違う視点、あるいは全く新たな視点でプランを見直していく必要があるのではないかと、ご意見をこれから頂戴したいと思います。そのような個別なご意見もありがたいですし、同時に、プランというものをどういう視点に立って、これから先5年、10年先を見つめてということは、タイムスパンとしてはわかりやすいのですけれども、どのような視点をもってプランを見直すのかということをお我々の委員会の形にするのかということ。それと合わせて、今説明があったような見直すべき項目はどんなものが考えられて、どんなような見直しをしたらよいか。こんなふうに二つの見直し視点があろうかと思うのですけれども、どちらでも良いというのも難しいと思いますけれども、あまり決め付けるとご意見が出しにくいと思いますから、どちらの視点からのご意見でもありがたいですしご発言をいただきたいと思います。

それから前回3月15日にもプランの見直しについて、この委員会でご意見をたくさん頂戴しております。それで、今日正式に市長さんから見直しについてのご依頼がございましたので、3月15日に出されたご意見、また重ねてのご発言もよろしいと思いますので、ご発言願いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

松下委員：実施状況の中で、50%未満のもの、こういうような実施率が悪いものは、なぜなのか。あるいはこれを改善するのにどのようにしたらよいか。

櫻庭委員長：一つか二つでも

松下委員：その辺に焦点を合わせていけば…。

事務局(藤田参事)：やはり数値目標ということになりますと、女性の登用率というのがありますけれども、例えば女性の管理職ということになりますと、20%ぐらいでしょうか。石狩市の女性職員の比率は、それ自体もバランスを欠いていることなのですが、次第に上がっていくことになる。まだ、女性の管理職は一人だけです。15年度に昇任試験制度が導入されて、所管としても一生懸命声をかけて、男性の職員よりはずっと声をかけて回ったようなのですが、どうも受けてみようとかというのが出づらかったということなのですね。そういったことをどうしたら意識を変えていただけるのかなど。

松下委員：この実施率というのは、成果や効果とかということとはちょっと違いますね。それは明確に分けて考えなければならない。先ほど言われましたように目標値に対して100%であるならば、今はどのくらいのところなのか。つまり、100%は可能な数値でなければならない。そういうことを考えると今の目標は、ちょっと難しいですね。実施と計画は随分違う。いずれにしても、部会の方の議論でも数値目標というものを一つ作りまして、どのようにこれを作るかということを見ていかないと難しいですね。ですから、実施率というのは、それはそれなりに意味があるのですが、それよりももっと、最終的にはどこを目指しているのかということが、到達点があれば非常に議論がしやすいですね。

櫻庭委員長：数値目標というのは、全てが100%ではないですよ。

松下委員：全てが100ではない。

櫻庭委員長：なんとなく100であれば、全てが満点のように思えますけれども。

松下委員：50%だとしても、50%の男女が管理運営していくといえ、それは100ということなのですね。おそらく、見直しをしていくというのは、何をしていくのかということだろうと思います。

櫻庭委員長：このプランに載っている膨大な施策・事業の評価点というか到達点、数値目標というのは、出せるものですか？

事務局(藤田参事)：それぞれの寄与率といいますか、効果の度合いというのが、多分、バラバラなのでしょう。私も、昨年度、つい最近までは事業評価という仕事をやっておりまして、その辺の評価の難しさというのはある程度身にしみて感じ入っているわけなのですが。例えば、女性登用率なども絶対指標として、100人いたら50人は必ず女性だというような指標がよろしいのか、あるいはベンチマークといっていますけれども、例えば石狩管内の平均値に比べてどれだけ石狩はポイントが高いのかといった相対的な指標を用いて比較をする、あるいはモニターをするということもできると思うのです。

松下委員：それから人口比というものもありますね。男女が何人いて、それに合わせて考える。一番問題となっているのは、ゼロというのがありますね。

櫻庭委員長：の4の(3)ですね。

松下委員：そこになってくると、施策上で目指したものが妥当なのかということになってくる。

櫻庭委員長：今、松下委員のご発言のあった実施率ゼロですね。女性の人権尊重の視点に立った性教育の充実。このゼロという状況を事務局の方では現状としてどのような認識をお持ちでしょうか？

事務局（藤田参事）：（所管は、）限定した修飾語に大分囚われたのかなと思っています。学校教育ですから、多分性教育はカリキュラムの中に取り入れられて実施はされていると思います。敢えてそれを女性の人権尊重の視点に立ったという高次元な性教育が実施されているのか、どうなのか。それを教えられるような人材が備わっているのかどうなのかということが、確定的に確認できなかった。だから、学校教育課の方としては、この視点で実施されているかどうかはわかりませんがといった書き方になっているのかもしれませんが。ただ、それはやはり所管としては学校の先生なり、学校の現場と連携を図ってというようなおつもりで事業をされたのかということのを定性的に確認するということはできるのかもしれませんが。

松下委員：情報不足なのかもしれませんね。実際にやっているとなると・・・。

櫻庭委員長：例えば、今の性教育のところも学校教育課の捉え方は、女性の人権尊重の視点に立った性教育という枕詞、その形にぴたっと合った教育をしていないということでゼロになってしまったんですね。アバウトに、もっとラフに考えて、学校でいろいろな科目の中で性教育というものが、大きな声で今日は性教育と言わないまでも、いろいろな科目で細かな学習がなされていると思うのですけれども、そういうものは、なかなか小さくて、学校教育課の方では見えてこない。

榎本委員：女性の人権尊重の視点に立ってとなると、やはりちょっと難しいのではないのでしょうかね。ちょっと、ずれると大変なことになりますからね。

高谷委員：やはり、女性とか男性とか固有名詞に絞ってしまうからこうなるのですけれども、学校はやはり男女の人権尊重の視点に立った性教育を実際に行っていて、そういうふうにと考えるとこの数値はゼロではなくて、むしろ数値は非常に高いのではないかなと思っていますけれども。学校の養護をされている方と個別相談の機会に教育の場もやっているし、外部講師も招いてやっているし、PTAのお父さん、お母さん方からも家庭だけでは子どもの性教育、いろいろな意見に答えられないので、専門的な教育、授業の中にこういうものを取り入れて欲しいという要望があって、実施されているところもあるし、そういう観点から考えると、やはり時代のニーズにそぐわなくなっているのではないかな。

女性の人権、女性にだけ囚われた考え方になると、数字のバランスが崩れてくるのではないかな。10年経って、今、女性のためにという部分をちょっと、男女という形に開いていくと、数値ももっと高くなっていくと思うのですよ。プランの見直しのところで、女性のための人権ということから、あらゆる人々の人権ということに変わったように、言葉も女性のため、男性のためではなくて、男女という語呂に変えていくと、全てがすごくソフトになって、これも実施されているなとなってくると思うのですよ。母子家庭相談ということも父子家庭にも重きを置いてきたのですけれども、それをもっと発展したときに、これ

は良い言葉だなと感心していたのですけれども、ひとり親家庭という。こういうような言葉の表現にしていくと、母子家庭だとか、父子家庭の対策はどうなっているとかにはなくなって、何であれひとり親の家庭という、あるいはまた、両親ともいない子どものいる家庭とか、そういう観点で見ていったときに母子だとか、父子だとかという固有名詞で表現していくのは、もうニーズにそぐわないのではないのかな。では、両親のいない子はどうなるの、そういう家庭はどうなるのというようにまた発展してくる。ちょっと言葉を、まあ、私たちは政策のプロではないから内容は突っ込んでみてもわからないところもありますけれども、そういうふうな間口を広げていくと考え方も違ってくるのではないかな。これが、私なりに思う21プランの見直しの観点をどういうふうな観点で、先ほど田岡市長がおっしゃっていた目指すべき道は決まっているというふうなお話があったけれども、そうなのだよ。目指すべき道は、女だから、男だからというのではなくて、人権として、ひとりの人間として、石狩市民として、生まれたばかりの赤ちゃんから、全ての石狩市民が目指すべき方向は幸せで、皆平等で、教育も受けられてというような状況が。あらゆる権利があって、あらゆる義務も果たしていける環境を作っていくかということで、目指すべき方向は決まっている。それに対してどうするかということは、男だから、女だから、そういう言葉の枠を外していった方が、すごくよく見えてくるし、また、違った捉え方もしてくるのではないかなと思うのですけれども。

櫻庭委員長：とても詳しいご意見だと思います。いかがですか？

松下委員：資料の7ページに、7項目ありますが、女性の人権尊重の視点に立った性教育の充実という枕詞はありますが、これは、例えば15年度の予算でつけていますよね。実施はゼロでした。でも、何かやっているのだろうという気がするのですけれども。こういうようなところも実施は全部ゼロで？

櫻庭委員長：平成11年度でしたか、国連で教育における人権教育における行動計画があるはずなのですから、榎本委員、どうでした？人権擁護委員の冊子で読んだことがあるのですけれども。確か、国連で女性の地位向上のための10年だとか、障害者のための10年だとか、家族年だとか、よく年を作りますよね。その一つのような感じがするのですが、人権教育に関する取り組みの中で、確か平成11年に。

榎本委員：人権宣言というものはありましたが、教育の方はちょっと…。

櫻庭委員長：その行動計画、アクションプログラムがあったものですから、教育の方も関わっていくのだなあと、そのときぼやっと読んでいたものですから。齋藤委員は、その辺、教育の現場で、ここのプランにあるような。

齋藤委員：それらしきものは…。

櫻庭委員長：学校の現場では、性教育というものに、実際はいろいろなタイプのものが実施されていると思いますが。

齋藤委員：そうですね。要するに、女性に絞ったものではありません。男の子もいますからね。それで、性教育というよりは、人権ということでは教科的なものでいうと、学級

指導、学級活動等でかなりいろいろな側面で出てくるのですよ。小学校から、それこそどの指導にしても、問題のあるところもあるかもしれませんが、意識のされた状況にあります。学校全体の流れの中で、人権だけを取り上げるようなことはなく、包含された形になっていると私は思います。道徳教育、昔の修身などで徳目中心に教え込んでいる人権があるかどうかはわかりませんが、例えばそういうような全体を包み込む流れの中では教職員も意識している。学校の場合は、比較的先生方も男女共同参画をしておりますし、子ども達の生徒会でも殆ど女性ではないですかね。男の児童会長とかは、非常に珍しいですね。

櫻庭委員長：女性の方が活発？

齋藤委員：精神的にちょっと高い面もありまして、同じ年齢でも意識が違う部分もありまして、そういう意味では頼りになる、戦力になりますので。そういう意味では、人権の問題も、まあ女性というのは強いのではと、子ども達、男の子は大半が認識して、身をもって認識しているのではないかと思います。意識して女の子だけをということは多分していない。私の中学の時代は違っていましたので、大分世の中変わってきたなという感じがします。

櫻庭委員長：プランを見直す一つの視点として、女性に特化したものをできるかぎり、男女の視点にしていこうというものをこの委員会の一つの視点として取り上げていこうということは、よろしいでしょうかね。

とは言いながら、この中で言うと、やっぱり女性に特化しておかなければならない分野というのもあると思うのですね、中身を見ていきましたら。フラットにした方が、将来を含めても望ましいけれどもという分野は、フラットにしていくと。男女もという視点が入ったもので見直していく。だけれどもどこかの項目に、やはり将来を見ても女性に特化してこの分野は女性を特化して見つめてプランを見直したいと、いうものもあろうかと思うのですね。

この辺は何かお気づきのご意見ございますか。

高谷委員：やっぱり女性の支援という部分はまだまだ残しておきたい部分は、やっぱり女性の就職、企業の支援、就業支援とか、そういう部分ではまだまだやっぱり会社や企業においては、差別があるなあと思いますので、この部門はまだまだ女性ための支援というものが必要というのが私の気持ちです。それからやっぱり妊娠、出産の部分とか、これは男性では代えられないですね。

松下委員：企業が継続してく中で結構人が辞めますよね。いつ辞めるか、わからない時もあるのです。重要なポジションをやってきて、辞める。会社の存続につながるということもありまして、非常に難しい課題だと思うのですね。それで、男性は家庭に入って、女性はそのまま企業に戻れるかっというと。女性が悪いという意味ではない。辞めてしまうという気があるのですよね。子供ができて辞めるっていう。

木村副委員長：育児休暇はシステムとしてはとれるけど、ただ実態としてはとれない。

システムは取れることには…。

榎本委員：就業規則にはちゃんと載っているのですが、実際にはとれない。

高谷委員：いや、やはり女性は、結婚したら妊娠、出産の問題を抱えた時に辞めざるを得ないというのは、辞めたくて辞めるのではなくて、辞めざるを得ない環境、社会環境がまだまだ…こういうふうなのですね。市役所とか官庁においては、とりやすい環境になって、それが即出世だとかなんとかいうことに評価されないからよいのだけでも、やっぱり民間企業とかという場合におきましては、現実将来の出世だとかいろんな分野にまだまだ女性の評価が下がってしまうことがあるので、やむを得ず、辞めてしまわなければならないという状況じゃないかと私は思いますね。

松下委員：おっしゃるとおりですね。中小零細企業は、企業の存続に関わる場合があります。モノができて、成果が出てなんぼの世界ですからね。それだけでは、女性は実際問題として厳しい。

榎本委員：(女性の)雇用は、今多いですね。メーカーの営業が、(私の会社にも)来るのですけれども、若い女性、未婚の女性が非常に多くなりました。やはり、(人当たりが)柔らかいですからね。(対応を)受ける方も、非常に話しやすい。すごく熱心だし。言われたことは、絶対に忘れないで、必ず返ってくる。でも、何年かしたらやはり辞めるのですね。退職してしまう。

櫻庭委員長：逆に、育児休暇をいただいている女性が、仕事の現場から離れてポストが空いたときに若い女性が、そこに勤められた。その方が復職されたときに企業としてプラス1人、働き手を多く抱えていけるかという点と難しいですね。確かに、育児と職業の継続というのは至難なことですね。そのために、システムを作るとしたら何重構造も社会的なシステムを作らないと、制度として重層構造のシステムを作っておかないと、出産だけで終わるわけではありませんから…。

高谷委員：国が、育児休暇とか、政策を作っているけれども、政策ありきで満足している。認識をちょっと変えてもらって。それを実際に、企業としてはいろいろな状況があって、死活問題となった場合に、政策として、企業も産休をあげやすい状況を。気持ちよく女性に(産休を)差上げた企業に対しては、何らかの奨励・支援策なりを国や行政がバックアップしていくという形をとっていく、フォローする部分がなければ、企業だって慈善事業ではないわけだし。国や行政が、せっかくこういうよい制度を作りましたといっても、法律はあります。守るか守らないかは貴方の勝手にいいよみたいな、守れるような大企業であればいいけれども。やはり、そうではないような企業に、その作った政策のとおり実施させていけるような。(産休・育休を)取りたいというようないろいろな推進・支援策を、企業に対してもそういうことが進めることによって、企業にもメリットがあるような。アメとムチと両方を与えていかないと、やはり政策ありきだけでは。

榎本委員：65歳以上の高齢者(の雇用)などには、助成金があるのですけれども。

櫻庭委員長：助成金といった裏からの支えがあるわけですから、高齢社会で、ある

年齢以上の方がいらっしゃるわけでしょう。その方々の大きな力というのが社会的に使いたい、欲しいという。高齢になった方々も働いていたい、もっと社会に活かしたいと。それが合致すると、政府が、65歳以上の雇用者に対して、雇用保険料は免除するとか、後から給付金、雇用したら給付金を出すとかというようなサポートの仕組みがありますよね。

松下委員：高齢者の場合には助成金があるのですね。高齢者の場合は、働いた分の対価ではないのですよ。年金をもらって、その他はボランティアと、普通に働けば1千万円ももらえるところを、5百万円は年金だから、3百万円か、5百万円もらえばよい。それは、本来の労力の半分の賃金しか払っていない。それは、すごいことなのです。しかし、女性の場合は最後まで出せということだから…。

高谷委員：遅れているのですよ。

松下委員：高齢者の場合は、年金を収入の一部として見ているわけですから、あとの部分だけなのです。

榎本委員：この（見直しの）視点の中で、就業における男女共同参画の促進の中の4番目、女性の起業化への支援というのがありますね、助成金。女性が起業、事業を起こした場合に助成金をというのは、非常に良い考えだと思います。女性だけでやる企業というものもありますからね。

松下委員：女性だけでもできる。資本金がなくても、今はできますからね。

榎本委員：起業が減っている時代で、この間、どこかの保険会社がありましたけれども、銀行に聞いたときに、そのような（制度）は、ちょっとないと聞いていましたけれども。女性が起業したときに、助成金を出すという。そういう形の制度は。

櫻庭委員長：女性に特化した枠があると？

榎本委員：いや、女性ではありません。非常に不景気で、企業が減っていくので、事業を起こした場合に、資本金は半分まで国が助成金を出しますよという制度があるのですよ。

松下委員：銀行によっては、方針が違いますから、是非、商工会議所に。ここで、目をつけたのは父子家庭なのです。母子家庭への支援というのがありますけれども、父子家庭は悲惨ですよ。女性の家庭はまだいいですけども、お父さんの家庭は大変です。

櫻庭委員長：次の世代を担う、子育てという視点からみても、ひとり親家庭で、お父さんの家庭については（支援）制度がないのですね。殆ど白紙状態。そういう意味では、お年寄りや体の不自由な方には地域福祉とか、本当に十分かどうかは別として支援がある。健康な状態にあって、たまたま家族のどなたかが欠けていらっしゃる父子家庭、母子家庭。または、お父さんやお母さんではなくて、おじいちゃん、おばあちゃんが子どもを育てている家庭がありますよね。そういう定型ではないといたらおかしいですが、いままで定型ではないと思っていた家庭で、子どもが育っていく。そういう場合には、もっと手立てが必要だと。そのことが、そういう環境を作ることが、男女共同参画を進める方向にあるのだと。そういう意味で、自立を支える社会環境の整備という分野は、どちらかというと女性ではなく、男女ともという視点が大事。

プランを見直していく視点として、女性に特化して見ていこうというものと、男女ともという視点で見ていこうという切り口でもっていくものがあるということになってまいりました。では、他にもっとプランを見直していくのに、こんな視点を持った方がいいのではないかというものは？

三浦委員：視点というよりも、先ほどの評価があって、いろいろな介護施策を行った実施率は100%なのですけれども、そこに男性がどのくらい参加しているのかという調査は。講演会だとか、学習会というときに男性はどのくらい、女性も両方出れば。その辺の率を教えて欲しいのですが。これからプランを見直していくときに、そういった参加率も見ていったらよいのではないかと。

櫻庭委員長：行政的に見ると、その事業をやるときに、市民参加の性別はあまり気にしていないのかもしれないですね。総数は決めるけれども…。フィフティ・フィフティの参加ではないと市民の参加は受け付けないというやり方は、なかなかできませんよね。

三浦委員：そういうことではなくて、参加した人が、どのくらいの（男女の）割合で？チェックしたいものもあるということですね。全部ではなく。チェックしたいなと自分で思っているものですから。それは、5割、5割ということではなくて、一人でも二人でも男性の参加があればいいなということです。

櫻庭委員長：例えば、福祉分野の事業をやろうとすると大半が女性。市町村合併だとか、ハードな行政改革だとかとなると男性の参加者と完全に分かれる場合がありますよね。この傾向は、どうやったら変わっていくのかと思っていたのですけれどもね。いろいろな事業をやっていくときに、男性と女性のカウントなどということは、やっていけるのでしょうかね？

事務局（藤田参事）：今まで、そういう視点では事業はやってこなかったというほかに、最近になって、例えば、簡単なアンケートでも男・女というところに を付ける場合でも、何がこの調査で必要なの、そんなことまで必要ないと言われる場合がありますね。今、いろいろな自治体で、本当に必要な項目だけにしましょうという動きがあります。ですから、データを取る場合には、よほど注意してかからないと難しいかもしれません。ただ、見たなりで、担当の者が男の人だなと思ったときにはそれを控えておいて、大体の比率はこうであったなというのは、データにはなると思います。

櫻庭委員長：プランの見直しの項目でもよろしいので、どなたか（ご意見を）お願いします。前回の3月のときにも、最初にもありましたが、女性の登用率の件が出ていましたけれども、これはシステムの問題なのか、意識の問題なのかというところが、この前も出ていましたですね。あのときは、前回は、プランの見直しの前哨戦だったみたいで。今日から見直し作業ですので。女性の登用一つを見ても、そのネックがなんなのか？ それぞれの委員のお考え、認識が分かれていると思うのですね。先ほどの女性の就労もそうですね。復帰後なかなか、女性の対応ができないというのは、現実的な問題ですし、例えば、育児休業法とかの引っ張っていくシステムもできましたよと、だけれども、現実との間に

ギャップがある。システムは、ある程度できているわけですね。十分ではないけれども、ある程度はできてきている。

石狩市でも試験制度はできても、対象となる女性が試験を受けにいかない。いずれにしてもシステムが先に走っているのですね。その辺で、もう一度、繰り返しになるかもしれませんが、ご発言を。

平井委員：この前、やはり女性の意識の問題があるのではないかということなのですが、私は、確かに意識の問題なのですが、例えば母子家庭という先ほどの問題なのですが、母子家庭には支援措置があって、父子家庭にはない。これはですね、これは男女の差別意識の裏返しなのですね。そういうような、女性の意識の問題が、石狩市の中にもあるのだなと。女性は、仕事をしない。行政としての重要な仕事は与えられないというところがあるのですね。その辺の視点をこのプランの見直しに、どう活かしていくかということをやちょっと考えていって欲しいと思います。

三崎委員：何%とか、何人とか決めてしまうというようなことを、拘束してしまうというのも一つの方法かな。いくら、そういう人が出てこないといっても、ある程度、何人とかと計画的にやっていると、やれるのではないかなと、そこまで拘束していったら。

櫻庭委員長：長い時間、過去のシステムの中に浸かっていると、さあ、今からと言われても、新しいシステムの中で生きてくださいと言われても。私も行政の職員でしたから、ずっと補助業務しかやってこなくて、ここから女性登用の風が吹いたから、さあ、あなたも勤めて何十年の勤め人なのだから、責任もって行政の仕事をやりなさいと言われても、個人としてはビビルのですね。恐ろしくて、会社に登校拒否ではなく、登庁拒否したくなってしまうのが現実です。制度を作ったときは、スタートの号令でしかないのですよ。これまでの、問題をすべてクリアしなければならない。その仕組みを作らなければならない。

平井委員：新しいシステムを作ったときに、それを支援する、支援のためのシステムを役所は作らないといけない。男女共同なのだから、女性だけを応援するわけにはいかないというようなこともある。それは、目に見えない障害なのかもしれない。

櫻庭委員長：表に出ているシステムは、本当に男女平等なのです。ですけれども、ここに到達するために、これを実現するための支援、アフターマティヴ・アクションなどが必要なのですね。そのこのところに、提言ができたなら良いと思うのですけれども、なかなか難しい。

松下委員：数字で、何人が女性とするかはあると思うのですが、例えば男性の世界でも、管理職になりますよね。無理にやらせたら駄目になりますとか。そういう意味では、女性がやりたくないのに、やらせたら、これはまた問題がある。ですから、今言ったように、どのようなプロセスで、どのような訓練をされてきて次の段階に進むのか。例えば、札幌市役所とかでは、課長の試験を受けるときに、希望者を募るときに、私はならなくてもいいです。今の生活ができれば幸せです。その中で、無理に当てはめ込める、何%にすると

というのは事実上不可能です。ですから、問題は女性であろうとも、男性であろうとも、問題は、そこでどのような仕事を展開できるかということで、そのような時代に入ってきている。

櫻庭委員長：確かに、男性の考え方もわかるのですが、多くの女性、次の世代の女性のことを考えれば、目標をもっているということは、次の世代は、目標が見えるのですね。そこに、頑張っていくという気になるのですね。この委員会としてある程度、未来を見つめるためには、やはり女性の登用というのは、何人かは別ですけれども、門戸は開けておいてもらう。ここには、女性が行き着けるのですよと、登用というところに自分も手を挙げる人は行き着けるのだという道筋は残しておかないといけないと思います。プランとして目標があれば、到達しようとする、狙いを定めようとする人が出てくる。これは、男女を問わず。それから、登用されないで、もっと平和に生きていと選択される方も、これも男女を問わずいらっしゃるということですね。それは、男女の問題ではないので。

高谷委員：女性と男性とでは、本能的に性質が違いますからね。でも、大勢の人をまとめていける力、一人ひとりの個性を出させながらまとめていける能力というのは、男性の方が多。女性の場合は、自分に与えられた仕事は、必死にやっていくという能力は男性にないものをもっていますが、根本的には、それが、女性が自分を省みず一生懸命やっていく、その例が子育て、無償の愛を傾けていく。その当たりが、管理職になれるか、なれないかの大きなプラス要因になるのか、マイナス要因になるかということになってくると大きくなってくると思うのですね。やはり、5人か10人かの部下をもっている場合の上司の場合には、何とかなるかもしれないけれども、何十人、何百人という大勢の部下をもっていくようになると、管理能力がやはり男性とは違うことになるかもしれないかなという部分はあるかもしれないけれども、今の、私たちの年代は、男だから、女だからという環境の中で育ってきているので、ネックにはなりますけれども、今の20代、30代前半ぐらいの娘を見ていると、男だ、女だという意識を頭の中から抜いていますよね。仕事を一緒にしていると、性格の中でも。家庭の中の役割分担、あなた茶碗を洗っておきなさいよ、時間があるでしょうと。男だから、女だからやりなさいというのではなくて、時間があるでしょう。今暇なのだからやってよとか。とにかく、役割分担というのは、今できる状況の人が、それをやるべきというような感じで、今の20代、30代前半の人は、そういうような認識になっているのですね。職場に行っても、こういう人たちはそういう認識で仕事をしているのでしょ。また、相手の男の人とも大体年代が一緒であれば、そういう認識で、女性に仕事を頼まれればやっているわけですね。問題は、私たち以上の人たちが、今の環境の変化についていけない部分で、老婆心ながらの部分で、若干の心配をまだもっているのではないかと思いますね。それは、一つの優しさであり、自分の人生の経験上で、している部分だと思ってしまうのですけれども、やはり、見ていけば、男女に関係なくしているかなと。一つの仕組みを選んで、会社に入るにしても、貴方はこの会社の仕組みを管理職に就いたら、何をどうしたいですかという質問を面接の際にしたら、しっかりとし

た意見を言えるのは、女性の方だと、むしろ男性の方がしどろもどろだと面接官が言っていましたよ。ある企業の。そういう部分で、女性の方が、私は、自分にはこういうしたいことがあり、こんな能力があると、それを活かすためにこの企業を選びました。入った以上は、こういうことに頑張りたいですといったような自分の目標を明確に訴えていけるような力を兼ね備えていますよね。そういう女性を採用した企業の未来は明るい。そういう部分で、男性諸君が認識を変えていった方が、むしろ若い子はやるのではないか。

櫻庭委員長：プランの見直しで、若い世代の方から、将来の夢を実現していくために、こういうふうにあったらいいなと。旗がないより、あった方がいいでしょう？ あると目標が見える。旗がなければ、私、頭を出していいのか、手を出していいのかわからないでしょう。中村委員。

中村委員：うち（JA）の方は、30歳ちょっとで女性の係長ができて、昔では考えられない。システムができて、農業団体の場合、職員の資格試験制度ができて、初級、中級、上級、特級とあるのですが、係長は中級以上、課長は上級以上、それが、必ずしも絶対ではないのですけれども、そういうシステムなものですから、上昇志向という意識を持った、それは男でも女でもかまわないでしょうけれども、そういう試験を突破して、昇進していく。今の女性係長は、中級を取っている。今後は、上級、あるいは特級と取っていけば課長、部長と上げることになると思っています。そういう意味では、一つのシステムが、作られたかなと思います。委員長は、道庁の課長でしたか。女性職員を登用していく、育てていくというシステムが道庁の中で作られたら、どんどん課長ができてくる。頑張って仕事をしていけば、いずれは自分も係長までいけるのだというシステムが、システムといわないまでも、そういうものが見えてくれば、やはり女性職員も意識が変わってくるのではないかと。これは市役所に限らず、どこの企業でも、そうだと思うのですけれども。そういう意味では、システムが先だと思います。役所としてやるという音頭を取るのには、いいと思います。ただ、先ほど委員長が言われた、平和に暮らしていけばいいという方もいると。そういう方は、それでいいと思いますけれども。いずれにしても、仕事を極めていきたいという人にとっては、そういう道もあるのだというものも必要だと思います。

榎本委員：立場が人を変えということもあります。ポストを与えられると人は変わっていきますからね。大丈夫ではないかと思えますね。女性でもやる気のある方は。

櫻庭委員長：木村副委員長は、何かご意見ありませんか？

木村副委員長： 番の数値目標の設定、重点項目などというのがあるのですが、改定にあたって、こういった具体的な数値目標とか、今回の見直しはこの辺を重点的に見直すとかというものを何か例示した方がいいというのが、私の意見なのですが。ただ、全体的に見直すというのがいいのか、皆様のご意見を伺いたいのですが。

櫻庭委員長：専門部会の部長さんの意見ですが、プランの中でこのパートだけは重点的に見直しに入れたいというのが、委員さんの中にあれば…。基本は、なぞるのですよね。見直しですから。これが、原型だと思えますが。どうしても不足があれば、加える。

木村副委員長：今の流れで行きますと、 の生涯にわたる女性への健康支援とありますけれども、これは女性の健康支援ということでもいいのかとか。

櫻庭委員長：人権などは男女に限らず。基本目標の 、 、 は男女フラットだという視点で、どちらかという と は、女性に特化すると。いや、 と が女性に特化する。あとの 、 、 が男女フラットで見直すということではいかがでしょうか？ 今申し上げたように資料1の基本目標の 、 、 は、女性に特化というよりは、むしろ男女フラットな視点ということで、それから基本目標の と については、これまでどおりというか、女性に特に細やかにプランを見直していくということ。

木村副委員長：32ページのところに、多様な働き方における労働環境の整備というのがありますけれども、ここで、農村女性アンケート調査というのが載っていますね。石狩のことを考えると、農漁村というか、漁業に従事している女性もいらっしゃると思うのですが、その辺について事務局は？ 農村の方を重視していらっしゃるのですけれども。漁業に従事している女性というのは、少ないのですか。データがあるのですか？

事務局(藤田参事)：TVなどによくあるのですが、ご主人様は、船に乗って漁に出られますけれども、奥様の方はひたすら待つというような。お二人で活動するというのは、石狩の漁業の場合にありますでしょうか？ ご夫婦で、一緒に漁に出かけるケースはあまりないかと。

松下委員：ない。

榎本委員：八幡地区の場合は、漁業関係のパートに(女性の方が)結構行っているのですね。船には乗りませんが、網から外す。

木村副委員長：農村と同じ立場で働いている。数値的に見ているということでしょうか？

櫻庭委員長：どちらかという、農業女性よりも漁家の女性の方が、就労という面での時間は少ないし、漁家という状況からして、社会参画しているのは、少ない。漁協も、女性のことは考えられないくらい男性中心だと思いますよ。女性のことは視点に乗ってこない。

そろそろ、お時間になってきました。今日のところは、プランの見直しにつきましては、この辺にさせていただきます。部会の方は、引き続き開催しますので、何か意見がありましたら、ご連絡をください。そうしましたら、部会の中で取り上げて、活かされることになるかと思えます。それでは、遅くなってしまいましたけれども、5のその他、報告・協議事項に移りたいと思います。事務局の方から、女性の登用率についてご説明願います。

## 5. 報告・協議事項

事務局(藤田参事)：その件でお詫びをしようと思っております。毎年度、女性の登用率については、きちんと報告をさせていただいたと思うのですが、この度、内閣府の方で審議会等の枠とありますが、基準を若干変えてまいりまして。それは、全国どこでも

共通比較ができるようなタイプの数値になるのです。審議会等でも非常にコンパクトな条例とかできちんと決めていないと審議会とはみなさない。そうすると、当該推進委員会は、要綱設置型の委員会でございますので、数のうちに入らないということになってしまいます。これまで石狩市は、独自のモニター数値などを発表してきたのですが、そういう部分で統一した方がよろしいのか、それとも、もっとコンパクトにして、どこでも共通のというような数値にしたらよいか。それが、過去に遡ってデータが得られるのかと、非常に悩ましい状態でございます、判断するに時間を要しますので、きちんと整理しまして、どの方法が一番良いのかということを決めまして、議事録等に折り込みまして、後日、ご報告させていただきたいと思っております。これが、1点目でございます。

櫻庭委員長：続いて、フェスタのコンテストの絵手紙ですか。絵手紙ではなくて「あなたへのはがき」の被表彰作品の選考について。

事務局（藤田参事）：はい。先ほどのものが謝罪で、今後はお願いでございます。今年のフェスタのコンテストということで、川柳部門と、小学生の方々が書かれたスローガ的なことですね、あるいは絵手紙がどんどん集まってきております。それを23日から始まる男女共同参画推進週間で貼りまして、表彰したいなと思っております。では、それ（表彰作品）を誰が選ぶかということが抜けていたということに気がつきまして、何とかこの推進委員会の皆さまの中から、それを選んでみたいという方がいらっしゃったら、若干名お願いしたいなということでございます。ボランティア待遇となってしまうところが、非常に心苦しいところなのですが、何とかひとつお願いしたいなと思っております。

櫻庭委員長：はい。実際の選考委員会というのは何日頃に開かれるのですか？ 23日から週間が始まるとすると、作品の決定はいつ頃を予定されていますか？ 選考委員をお願いするのにこのぐらいの日ならば、体が空いているから選考委員として来てくださるといふ委員がいらっしゃると思います。大体、どの頃になるのか？

事務局（藤田参事）：そうですね。今五月雨的にもの（応募作品）が来ている状態なのです。本当は、5月21日で締めようということだったのですが…。ですから、選考委員になられたら、その辺、締切り後に来たものを審査した方がいいのか、それともある一定の区切りのときまでに出した方々の作品の中から選んだ方がいいのかということも併せて決めていただきたいなと。それで、作品を全部出して見せんと、それと（表彰）部門を決めないといけないということもありまして。6月15日ぐらいで…。

櫻庭委員長：そのぐらいで選考ができますと、掲示される週間に間に合うという。

事務局（藤田参事）：大丈夫だと思います。

櫻庭委員長：大丈夫ですか？ 丁度、一週間くらい前ですね。いまのところ確定ではありませんけれども、6月15日前後にフェスタで掲示する市民からの作品を選ぶ、優秀作品が選ばれて市長さんが表彰してくださるのですね。

事務局（藤田参事）：その予定でございます。

櫻庭委員長：その予定でございますということで、選考委員をボランティアなのですけ

れども、この委員会の委員からお願いしたいということですので、来てくださる方、ぱつと手を挙げてくださいますか？

松下委員：正副委員長と学校の先生が、よろしいかと。

櫻庭委員長：ご推薦がありましたので、齋藤委員、お願いします。選考の日は、まだ確定ではございませんので、いまのところ6月15日頃ということではよろしいですか？4～5名でよろしいですか？（永谷委員、挙手）

松下委員：高谷委員は？

高谷委員：いつですか？夜ですか？

櫻庭委員長：明るい時間だと思います。

高谷委員：無理です。

櫻庭委員長：（木村）先生はいかがですか？

木村副委員長：授業がありますけれども、空いていれば。

櫻庭委員長：クエスチョンですね。（正副委員長、齋藤委員、永谷委員の）4名でよろしいですか。それでは、申し訳ありません。日にちが確定しておりませんが、6月15日ごろということではございまして、齋藤委員、永谷委員、木村副委員長、私の4名でございまして。もうお一方、男性の方をとということもあるのですが、もし、ご都合がつかましたら、ご参加いただけたらと思いますけれども、あまりご無理はなさらなくてもよろしいかと。

## 6. その他

櫻庭委員長：それでは、その他でございましてけれども、この機会に何か？それでは事務局からこの後の連絡事項をお願いいたします。

事務局（藤田参事）：また、先ほどのPRになるかと思いますが、フェスタが23日から1週間開かれる予定でございまして。先ほどの選考委員が決まりましたが、この選考委員によって選ばれましたコンテストの表彰式を6月26日に会場の市民図書館の方でやりたいと思っております。もし、お時間がとれましたらと言いますか、積極的にその状況を見ていただきたいと思っております。これが、（連絡事項の）第1点目でございまして。

2点目でございまして、この本委員会が終わりましたら、専門部会の方でお諮りしたいと思っておりますが、いろいろ見直しまでのスケジュールを具体的に考えまして、次回の委員会の開催も、大体当初のプランで8月ぐらいを予定しておりましたが、できるかどうかをお諮りしたいと思っておりますが、一応、今のところ8月ぐらいに第2回目の委員会を開会したいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

## 7.閉 会

櫻庭委員長：ありがとうございました。事務局からの連絡事項も終わりましたので、これもちまして、平成16年度になりまして、第1回目の男女共同参画推進委員会を終わりにいたします。皆さまどうもご協力ありがとうございました。

平成16年6月16日議事録確定

石狩市男女共同参画推進委員会

委員長 櫻庭光子